

平成29年 2月24日開会

平成29年 3月27日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 3月定例会会議録

志太広域事務組合議会



## 平成29年3月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
-----------	---

### 第1日 2月24日（水曜日）

1. 出席議員	1
2. 出席説明員	2
3. 議事日程（第1日目）	3
4. 開会	5
5. 開議	5
6. 新組合議員の紹介	5
7. 議席の指定	5
8. 会議録署名議員の指名	5
9. 諸般の報告	6
10. 会期の決定	6
11. 副議長の選挙	6
12. 議席の一部変更	8
13. 第1号議案から7号議案まで7議案一括上程	
(1)提案理由の説明	9
13. 散会	11

第2日 3月27日（月曜日）

1. 出席議員	12
2. 出席説明員	13
3. 議事日程（第2日目）	14
4. 開議	15
5. 一般質問	
ア、松本修藏議員	15
イ、遠藤 孝議員	21
ウ、杉田源太郎議員	28
エ、石井通春議員	39
6. 第1号議案から第7号議案まで7議案一括上程	
(1)採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	47
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	47
ウ、第3号議案（賛成総員・可決）	47
エ、第4号議案（賛成総員・可決）	47
オ、第5号議案（賛成総員・可決）	48
カ、第6号議案（賛成総員・可決）	48
キ、第7号議案（賛成総員・可決）	48
7. 第8号議案	
(1)提案理由の説明	48
(2)採決	
ア、第8号議案（異議なし・同意）	49
8. 第9号議案	
(1)提案理由の説明	49
(2)採決	
ア、第9号議案（異議なし・同意）	50
7. 閉議・閉会	52

付録

一般質問及び質問要旨	.....54
------------	---------



平成29年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期2月24日（金）から3月27日（月） 32日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月24日	金	本会議第1日目 開会・開議・会期決定・議案上程・提案理由説明 ○議会運営協議会（午前9時20分から） ○全員協議会（午前9時40分から） ○全員協議会（本会議散会后） 議案説明
25日	土	休日
26日	日	休日
27日	月	休会
28日	火	休会
3月1日	水	休会（一般質問・質疑通告期限・正午）
2日	木	休会
3日	金	休会
4日	土	休日
5日	日	休日
6日	月	休会
7日	火	休会
8日	水	休会
9日	木	休会
10日	金	休会
11日	土	休日
12日	日	休日
13日	月	休会
14日	火	休会
15日	水	休会
16日	木	休会
17日	金	休会

18日	土	休日
19日	日	休日
20日	月	休日
21日	火	休会
22日	水	休会
23日	木	休会
24日	金	休会
25日	土	休日
26日	日	休日
27日	月	<p>本会議第2日目</p> <p>一般質問・議案質疑・討論・採決・閉会</p> <p>○議会運営協議会（午前9時20分から）</p> <p>○全員協議会（午前9時40分から）</p> <p>○全員協議会（本会議閉会后）</p>



# 第 1 日 目

2 月 2 4 日 (金曜日)



○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
5番	萩原麻夫	議員	(藤枝市議会議員)
6番	杉山猛志	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
9番	遠藤孝	議員	(藤枝市議会議員)
10番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	齋藤寛之	議員	(焼津市議会議員)
16番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
事務局次長	平 田 達 行	
消 防 長	平 口 恭 利	
消 防 次 長	池 田 憲 晶	

---

○監 査 委 員                      鈴 木 正 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 本 容 一	(藤枝市議会事務局長)
書 記	幸 山 明 広	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	中 司 里 香	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成29年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成29年2月24日（金）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

第1 開会・開議

第2 組合議員の異動について

第3 日程第1 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

第6 日程第2 会期の決定

第7 日程第3 副議長の選挙

・新副議長挨拶

追加日程 議席の一部変更

第8 日程第4 第1号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成29年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計  
予算

第3号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3  
号）

第4号議案 志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条  
例の制定について

第5号議案 志太広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る  
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

第6号議案 志太広域事務組合廃棄物処理施設整備事業者選定委員会  
設置条例の制定について

第7号議案 志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について

以上7議案一括上程

第8 本会議散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（水野 明議員） ただいまから、平成29年3月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

去る2月7日に御逝去されました鈴木繁雄議員に対し、本組合議会としても心から哀悼の意を表するとともに、御冥福をお祈り申し上げるところであります。

ここで黙祷をささげたいと思います。

議員各位並びに議場内の皆様は御起立をお願いいたします。

黙祷。

（議員並びに議場内各位 起立し黙祷）

○議長（水野 明議員） お直りください。

どうもありがとうございました。御着席をお願いします。

（議員並びに議場内各位 着席）

○議長（水野 明議員） 会議に先立ちまして、御報告いたします。

去る2月20日、焼津市の小野田吉晃議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、志太広域事務組合議会会議規則第72条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

初めに、焼津市選出議員に異動がありましたので、新たに組合議員になりました議員を紹介いたします。

名前を呼ばれた方は、自席で御起立をお願いします。

池谷和正議員。

○（池谷和正議員） よろしく願いいたします。

○議長（水野 明議員） 齋藤寛之議員。

○（齋藤寛之議員） よろしく願いいたします。

○議長（水野 明議員） 以上で、御紹介を終わります。

---

○議長（水野 明議員） 日程第1．議席の指定を行います。

池谷和正議員、4番、齋藤寛之議員、8番、以上のように指定いたします。

（書記 名札に番号をつける）

○議長（水野 明議員） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番 萩原麻夫議員、12番 松本修藏議員を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（杉本容一） 議長。

○議長（水野 明議員） 書記長。

○書記長（杉本容一） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から、第1号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計予算ほか6件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、平成28年11月分例月出納検査結果報告書、平成28年12月分例月出納検査結果報告書及び平成28年度定期監査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上であります。

○議長（水野 明議員） 監査委員からの報告につきましては、報告事件一覧及びその写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

---

受理した報告事件一覧  
[監査委員報告]

- 1 志太広域監第12号 平成28年11月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域監第13号 平成28年12月分 例月出納検査結果報告書
- 3 志太広域監第14号 平成28年度定期監査結果報告書

---

○議長（水野 明議員） 日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり、本日から3月27日までの32日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（水野 明議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、32日間に決定いたしました。

---

○議長（水野 明議員） 日程第3. 副議長の選挙を議題といたします。

本件は、閉会中に石田善秋副議長から副議長の辞職願が提出され、これを許可いたしました。



ただいま副議長の席が空席となっておりますので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○5番(萩原麻夫議員) 議長。

○議長(水野 明議員) 5番 萩原麻夫議員。

○5番(萩原麻夫議員) ここで動議を提出いたします。

ただいま議題となっております副議長には、焼津市の齋藤寛之議員を推選したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○13番(植田裕明議員) 議長。

○議長(水野 明議員) 13番 植田裕明議員。

○13番(植田裕明議員) ただいまの発言は、特に人事案件でございますし、時宜を得たものでございます。したがって、5番 萩原麻夫議員の動議に賛成をいたします。

○議長(水野 明議員) ただいま5番 萩原麻夫議員から副議長に齋藤寛之議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。副議長に齋藤寛之議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 異議なしと認めます。

したがって、副議長に齋藤寛之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました齋藤寛之議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました齋藤寛之議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました齋藤寛之議員が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました齋藤寛之議員から御挨拶をお願いいたします。

(登壇)

○副議長(齋藤寛之議員) ただいま志太広域事務組合の副議長に御推挙いただきました齋藤寛之でございます。改めまして、副議長としての責務の重さを痛感させていただき、身の引き締まる思いでございます。現在、斎場を初め、クリーンセンターといった大きな事業が計画され、工事のほうも進んでいると承知しております。今後は、環境管理センターの建設も控えておりまして、志太広域事務組合の発展のため、水野議長の補佐役をしてまいりたいと思っているところでございます。今後とも皆様方の御指導並びに御協力のほどをお願い申し上げ、副議長としての就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

(副議長 齋藤寛之議員 自席に)

○議長(水野 明議員) ここで、前例によりまして副議長の選挙に伴う議席の一部変更をしたいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加いたします。

石田善秋議員を8番に、齋藤寛之議員を15番に、それぞれ変更したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議席を変更したいと思います。

それでは、議席の変更をお願いいたします。

(書記 議席名札を変更、新しい名簿を配付)

---

○議長(水野 明議員) 日程第4. 第1号議案から第7号議案まで、以上7件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま上程されています第1号議案から第7号議案までの7議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案、平成29年度志太広域事務組合一般会計予算は、当初予算65億9,400万円、前年度当初予算に比べまして6億7,900万円、11.5%の増加となっております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づきまして、ごみ処理施設、し尿処理施設の適正な運営管理を行い、ごみ処理、し尿処理を安全かつ安定的に行うとともに、圏域住民の安全安心のとりでとして適正な消防業務に取り組んでまいります。

新斎場整備事業につきましては、昨年10月の定例会でガス対策を盛り込んだ変更請負契約の議決をいただいた後に工事を再開いたしまして、現在は順調に進捗しているところでございます。安全安心な施設として、平成29年度は火葬棟の供用開始に向けまして取り組んでまいります。

また、クリーンセンター整備につきましては、平成26年度から取り組んでいます環境影響評価業務が平成29年度には終了いたしまして、建設に向けた法的環境を整え、事業着手に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

志太消防本部につきましては、消防広域化から4年が経過したところでございますが、志太消防で採用した職員も全体の6分の1を上回りまして、新しい志太消防が着実にできつつあります。今後は広域化の検証をさらに進めますとともに、引き続き、二市住民の生命・身体・財産を守るとりでといたしまして安全安心を担ってまいります。

予算の概要でございますが、歳入の主なものは、二市分担金60億9,020万5,000円、ごみ処理手数料等使用料及び手数料2億1,761万8,000円、新環境管理センター整備、クリーンセンター整備及び救助工作車両整備に係る国庫支出金6,524万7,000円、消防人員輸送車両整備に係る補助金等県支出金3,375万6,000円、大井川環境管理センター整備及び救助工作車両等整備に係る組合債1億3,600万円であります。

歳出の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費1億4,976万9,000円、斎場管理費7,887万4,000円、斎場建設費18億5,661万9,000円、クリーンセンター整備及び新環境管理センター整備計画に係る経費等清掃総務費2億1,778万7,000円、高柳及び一色清掃工

場及びリサイクルセンターに係るごみ処理費11億5,097万3,000円、最終処分場に係る最終処分費3,314万2,000円、藤枝及び大井川環境管理センターに係るし尿処理費5億1,493万6,000円、大井川環境管理センター旧管理棟解体工事に係る新環境管理センター建設費3,133万2,000円、志太消防本部の運営等に係る常備消防費22億5,716万5,000円、救助工作車両等の整備に係る消防施設費1億5,636万4,000円、組合債の償還に係る公債費1億3,703万9,000円であります。

なお、地方自治法第230条第1項の規定による地方債等につきましても所要の措置を講じております。

次に、第2号議案、平成29年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算は、当初予算額1億9,560万円、前年度当初費に比べまして310万円、1.6%の増加となっております。

歳入の主なものは、二市分担金及び榛原総合病院組合負担金1億7,659万5,000円、授業料及び入学検定料等1,790万5,000円であります。

歳出の主なものは、学校の運営管理及び看護師養成に要する経費の看護専門学校費1億8,722万8,000円及び組合債元利償還金の公債費737万2,000円であります。看護学校では地域医療に貢献できる人材の育成を目指しまして平成2年に開校して以来、平成30年度には卒業生も1,000人を超えようとしておりまして、地域医療への貢献という役割を担ってまいりました。今後とも建学の精神を引き継ぎ、豊かな人間性と看護実践力を備えた確かな人材育成に努めてまいります。

次に、第3号議案、平成28年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9億8,240万2,000円を減額し、予算総額を49億7,133万3,000円とするほか、債務負担行為及び地方債につきまして所要の補正を行うものでございます。

補正内容は、歳入の主なものは使用料及び手数料895万5,000円、県支出金1,000万円、諸収入317万8,000円をそれぞれ増額し、分担金及び負担金3億2,501万9,000円、国庫支出金341万6,000円、組合債6億7,610万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出の主なものでは、衛生費について、新斎場施設整備に係る工事請負費、その他各施設関係事業の精算等により9億6,559万9,000円の減額、消防費について、通信機器維持管理費の減額及び消防車両整備に係る契約差金の減額により416万7,000円の減額、公債費について1,263万6,000円の減額をするものでございます。

次に、第4号議案、志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、条例中で引用している同法の条項にずれが生じたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、第5号議案、志太広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響評価結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定については、新環境管理センター整備に伴い、生活環境影響評価調査結果の縦覧等の手続について、対象の施設にし尿処理施設を加えるものでございます。

次に、第6号議案、志太広域事務組合廃棄物処理施設整備事業者選定委員会設置条例の制定については、組合が設置する廃棄物処理施設について、事業者の選定を公平かつ適正に行うため、志太広域事務組合廃棄物処理施設整備事業者選定委員会を設置するものであります。

次に、第7号議案、志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、廃棄物処理施設整備事業者選定委員会の委員報酬を追加するものであります。

以上7議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（水野 明議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。

3月27日、午前10時開議です。

本日は、これで散会いたします。

お知らせいたします。

この後、全員協議会を開催いたしますので、しばらくお待ちください。

午前10時23分 閉会



# 第2日目

3月27日（月曜日）





○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
5番	萩原麻夫	議員	(藤枝市議会議員)
6番	杉山猛志	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
9番	遠藤孝	議員	(藤枝市議会議員)
10番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	齋藤寛之	議員	(焼津市議会議員)
16番	水野明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	高 橋 康 宏	
事務局次長	平 田 達 行	
消 防 長	平 口 恭 利	
消 防 次 長	池 田 憲 晶	

---

○監 査 委 員                      鈴 木 正 和

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 本 容 一	(藤枝市議会事務局長)
書 記	幸 山 明 広	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	中 司 里 香	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成29年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成29年3月27日（月）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

開議

諸般の報告

- （1）一般質問の通告受理について
- （2）管理提出追加議案について
- （3）例月出納検査結果報告の受理について

第1 一般質問

第2 第1号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成29年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

第4号議案 志太広域事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第5号議案 志太広域事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6号議案 志太広域事務組合廃棄物処理施設整備事業者選定委員会設置条例の制定について

第7号議案 志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上7議案一括上程

第3 第8号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

第4 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（水野 明議員） これから、本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（杉本容一） 議長。

○議長（水野 明議員） 書記長。

○書記長（杉本容一） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から、第8号議案、志太広域事務組合監査委員の選任についてほか1件の追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、平成29年1月分例月出納検査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

次に、松本修藏議員ほか3名からそれぞれ提出されました一般質問の通告を受理いたしました。

以上であります。

---

受理した報告事件一覧  
[監査委員報告]

1 志太広域監第15号 平成29年1月分 例月出納検査結果報告書

---

○議長（水野 明議員） 日程第1. 通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。12番 松本修藏議員、登壇を求めます。松本議員。

（登 壇）

○12番（松本修藏議員） 通告に従いまして、現在進められている（仮称）クリーンセンターの進捗状況について、また、今後のスケジュールについてをお伺いいたします。

高柳清掃工場は、昭和59年に高柳地区に建設され、地元との20年契約の使用期限である平成16年になるべく早期に移転することを約束し、その後、約13年を経過しております。ごみの焼却施設、あるいはし尿処理施設など、環境衛生施設の建設に当たっては、まず、地元の皆様の御理解と御協力が大変重要であります。藤枝市においては、平成20年度、仮宿・高田地区を建設候補地に選定し、施設名を（仮称）クリーンセンターとして、平成32年度稼働に向けて鋭意努力されていることは承知しているところであります。

さて、（仮称）クリーンセンターの整備につきましては、平成27年10月に燃やすごみの処理方式をストーカ方式とするという報告を受けたところでございます。平成28年3

月には環境影響評価の準備書を作成中であるということも伺っております。現在、ごみの焼却は高柳清掃工場及び一色清掃工場で行っておりますが、それぞれの施設の地元自治会の皆様としても、（仮称）クリーンセンター整備事業の状況や老朽化が進んでいる既存施設の今後の見通しについて、大いに関心を持っているところであります。

そこで、（仮称）クリーンセンターの進捗状況及び今後のスケジュールがどのようになっているのかを御質問いたしたいと思っております。

1点目は、処理方式については、平成27年度にストーカ式焼却炉に選定されましたが、その後、どのような取り組みをなされてきたのか、お伺いをいたします。

次に、2点目としては、環境影響評価の進捗状況をお伺いいたします。

3点目には、（仮称）クリーンセンターは平成32年度の稼働を目指しているということですが、計画どおり進んでおられるのか、以上3点について御質問をいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（北村正平） おはようございます。松本議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンター建設の進捗状況及び今後のスケジュールについての御質問でございます。

議員の皆様方におかれましては、この件につきまして大変な御理解をいただくとともに、また、あわせて御心配をおかけしているところでございます。このうち1項目め、平成27年度にストーカ式焼却炉に選定されたが、その後、どのような取り組みをされてきたか、このことでございます。

燃やすごみの処理方式につきましては、外部委員で構成されます処理方式検討委員会の評価結果に基づき、行政内部の整備検討委員会で検討を行いまして、平成27年6月にストーカ式焼却炉を選定いたしましたところでございます。

その選定結果を踏まえまして、処理量から炉の数や排ガス量、さらに、発電量や建物の規模等、こういったような仕様など、さまざまな項目につきまして検討いたしまして、より具体的な施設の基本配置計画案を作成するなど、環境影響評価の予測・評価に必要な

な施設の整備基本計画の策定作業を進めてまいりました。

あわせて、地元の御了解のもとで用地測量等を行いまして、敷地造成の基本計画案を検討するなど、スムーズな事業の着手が図れますように、事前の準備を進めてまいりました。

次に、2項目めの環境影響評価の進捗状況について、このことをご紹介します。

平成27年度から、実施計画書に当たります、いわゆる方法書の作成を行いまして、平成26年11月から昨年1月にかけて現地調査の実施、そして、平成28年度、本年度につきましては、現地調査の結果や整備基本計画をもとに、事業の環境に与える影響を予測いたしまして評価及び環境保全措置を取りまとめました、いわゆる準備書の作成など、事業を進めてまいりました。

組合では、これら作業を通じて、クリーンセンター整備の計画が周辺的生活環境に影響を生じさせない安全なものであることを確認いたしましたことから、藤枝市とともに、昨年の9月から12月にかけて地元説明会を開催いたしまして、この施設の安全性等を説明して、建設についての御理解、御協力を改めてお願いしたところでございます。

地元との説明会は、各地区におきまして10回にわたり開催いたしまして、丁寧に対応してまいりましたが、それに伴う日程調査等で日時を要しましたことから、本議会におきまして債務負担行為の期間の延長をお願いしたところでございます。

環境影響評価のこれからの予定でございますが、準備書を県に提出いたしまして、公告・縦覧等の手続を進めてまいります。

次に、3項目めの平成32年度の稼働を目指し計画どおり進んでいるかについて、このことをご紹介します。

現在、藤枝市と地元では、本年度もうすぐでございますけれども、年度内の建設受け入れの基本合意に向けまして詰めの協議を行っているところでございます。来年度は建設に向けまして、環境影響評価手続を進めることや、あるいは都市計画決定などの具体的な各種法令手続、さらに、造成工事実施計画の策定や不動産鑑定や物件調査等の事務を進めてまいります。

今後は、平成32年度稼働に向けまして全力で邁進してまいりたいと考えているところでございますが、用地買収、補償交渉に係る地権者との協議、あるいは事務手続等、協議に時間を要することもございますので、これまで以上に市との連携を密にいたしまして事業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 松本修藏議員、よろしいですか。

○12番（松本修藏議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 松本修藏議員。

○12番（松本修藏議員） それでは、一問一答で質問をさせていただきたいと思います。

初めに、ストーカ方式の焼却炉に決まったと。その取り組みをお伺いしましたが、施設の整備基本計画を策定しているところであるというような答弁もいただきましたが、もうちょっと詳しく、その策定状況を教えてください。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 整備基本計画の策定状況でございますけれども、行政案として、今、取りまとめたところでございます。今後につきましては、地元の皆様に説明をしていきまして、また、意見等を踏まえて策定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 松本修藏議員。

○12番（松本修藏議員） それでは、大体その策定計画は基本案としてできているよと。

ただし、地元の皆さんの御了解を得ないと、これからまた進んでいかないよというようなことに受け取りましたけれども、今のところ、これからにおいて、そんなに支障があるようなことではないよというようなことで考えてよろしいですか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 議長。

そのとおりでよろしいかと思えます。

○議長（水野 明議員） 松本修藏議員。

○12番（松本修藏議員） それでは、肅々とよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、その次の環境影響評価の進捗状況について、お伺いをします。

今、いろいろお話をいただきました。ただ、今後、準備書を作成して、これから公告や縦覧などの手続を始めていくということをお伺いしました。それで、ここに債務負担行為を起こしてやっているよということ、今回のこの議案にも載っていますけれども、その準備書を策定し評価書をつくっていく、これについて、今後、支障となるものは何

かございますか。

それともう一つは、それができて、完了の予定はどのくらいに見込んでいるのか、お伺いします。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局長（平田達行） 議長。

まず、環境影響評価をこれから進めていくに当たりましての支障となるものということでございますけれども、特に大きな支障ではございませんけれども、環境影響評価の手續といたしまして、住民説明会や、当然ながら、県の審査会、これらがございまして、こういったものからの意見を踏まえた対応ということが考えられるかと思えます。

それから、完了の予定ということでございますけれども、地元の同意を得た後に、準備書のほうを提出させていただくと。そのスケジュールでございまして、おおむね県の審査、これにつきましては、他の市の状況を見ますと、12カ月ほどかかっていますので、完了の予定としては、来年度の末ということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 松本修藏議員。

○12番（松本修藏議員） 大体皆さんに御了解をいただけるだろうということで、これから準備書、これを出し、県の審査などが、やはり1年くらいかかるよということだと、来年の今ごろまで、その評価書ですか、それがかかりますよという日程をお伺いしました。非常に一生懸命でやっておられることはよくわかるのですが、まだまだ大変な日数がかかるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

それから、その次の、平成32年度に向けて大丈夫だろうかというのが、実際私どもの感じとしてしているところです。それこそ市を始め、皆さんが地元の皆さんと非常に今、熱心に活動されているということは十分承知して、お聞きもしております。

そんな中で、今、いろいろお聞きするに、ちょっとずれているかなと。要は、予定しているのが。これは、藤枝市当局、あるいは志広組の皆さんだけではできない仕事でありますので、地元の皆さんと十分、その意見を交わしながら、理解をさせていただいてやるということですので、今、市長のほうからも、非常に厳しいけれども、平成32年度に向けて頑張りますという答弁をいただきました。

何回も申し上げますが、非常に厳しい日程、何か聞くとところによると、これからまだ建設費のほうとの具体的な契約なども残っているということでございますが、私として



は、平成32年度にぜひ稼働していただきたいのですが、見通しをもう一度お聞きさせていただきます。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 非常に重要な問題でございまして、実は、地元の状況が、私も足かけ9年、皆さんと信頼関係から入って、ここまで来ました。やっと局面を迎えて終盤に来ているというのは壇上でもお話しいたしましたが、この間、やはり整備基本計画書、それから都市計画、こういうようなものにつきまして、スケジュールどおりに当然やっていくわけですが、やはり何と言っても、地元の方たちが、初めの状況を見ますと、ここに来て、引き続き懇切丁寧にやっていく必要があるというようなことで、極めて慎重にやらせていただいています。

しかし、地元の人たちは、例えば、整備の基本計画だとか、あるいは都市計画というよりも、地元はこのことにあわせて何か発展的なことができないだろうかという、そういったような、当然ですが、要望もあるわけですね。それは藤枝市独自でやらなければならないこともいっぱいありますので、そういうようなことも踏まえて今やっているところでございます。

環境影響評価も、この間に至るまで県と丁寧に接触を持ちながら進めているものですから、通常1年かかるといいますけれども、できるだけ早く、これをやっていきたい。

それと、もう一つ大きな問題は、今、災害の復興とか東京オリンピック需要、こういうようなのがございまして、整備計画書で事業費を積算するのに非常に考慮しなければいけないような問題もあるのですよね。ですから、そういうことも踏まえて、我々はできるだけ、これで地元の方たちが御了解いただければ一気に行きたいなというふうに思っているものですから、ですから、できるだけ藤枝市とも相談しながら進んでまいりたい。

確かにタイトで非常に熱を入れていかなければいけないということはわかりますけれども、今の段階で、「平成35年かその辺にはなるよ」というようなことはとても言えませんので、平成32年を目指して精いっぱい頑張っていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（水野 明議員） 松本修蔵議員。

○12番（松本修蔵議員） 私がなぜそういうことをあえて言っているかということ、実は、北村管理者もよく御存じだと思うのですが、私ども、高柳の清掃工場について、高柳地

区だけでなく、焼津市の豊田地区においても、高柳の清掃工場を建てるときに契約、地元と協定書を結んでいるのです。その協定書が、来年、平成30年度に更新の時期に来ています。平成29年度、1年前からお話をしましょうよということで、今、地元から申し込みを受けています。はっきり言って、私ども豊田地区と焼津市とその協定を結んでいるのが、単年度でなくて7年契約。ということは、ちょっと長くなりますが、なぜ7年にしたかという、用地が決まって火を入れるまでに7年かかるよというのが基本だということを基準に7年という契約をしているのです。ですから、その辺で、もちろん今、北村管理者が言われるように、何年ですよということは言われなくても、ある程度の見通しをつけてやらないと、また変更、更新になるものですから、それであえてお聞きをしたわけです。

ですから、そのところもしんしゃくしていただいて、もちろん何年かかってもいいよということでもないし、それから、藤枝市の皆さんが地元の皆さんと一生懸命お話ししていることは十分承知しています。ですので、なるべく平成32年を超しても、早い時期に完成をしていただくように、ますますの御努力をお願いして、質問を終わります。

○議長（水野 明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） 非常に御理解、温かいお言葉、うれしく思います。私も第9自治会の皆さんとは事あるごとにお会いしていろいろ話をしておりまして、この計画を立てるに当たって、焼津・豊田の第9自治会と高柳の方たちには大変な御理解をいただいて、我々はまずはそこに感謝を申し上げているところでございます。

7年契約更新の根拠も十分わかりますし、これからまた中野市長さんとしっかりと連携をとりながら、今のある高柳清掃工場、この地元のことも十分わかっておりますので、また、そのことも念頭に置きながら、ぜひ連絡調整を密にして、そして、できるだけ早くできるように。先ほど言ったように、今年度、見通しがつきましたら、基本的には大体のスケジュールも確定していくのではないかなと私は踏んでいるものですから、そういうようなことをざっくばらんに中野市長さんと話をして地元にもおろしていきたいなと思いますので、またぜひ御理解をいただきたいなと思います。

○議長（水野 明議員） 松本議員、よろしいですか。はい。

以上で、松本修藏議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。9番 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

（登 壇）

○9番（遠藤 孝議員） 通告に従いまして、標題の1、志太消防本部の消防防災体制の充実について伺います。

（1）職員のコンプライアンスの研修について。

相次ぐ企業や公的機関の不祥事の発覚が示すように、コンプライアンス（法令遵守）の知識・意識不足による問題発生は、近年、後を絶ちません。消防職員のモチベーションの低下や公務員としてのイメージダウンにつながることはないよう、「コンプライアンス・公務員倫理」の意識を高めるための研修を充実されたいがどうか、お伺いいたします。

（2）大規模火災への備えについて。

昭和51年の酒田大火以来の規模となった新潟県糸魚川市の大規模火災は、住宅や店舗などが密集した市街地での大規模火災の対策に大きな教訓を残しました。

そこで、2点伺います。

①志太消防本部の大規模火災への備え・対策として、どう取り組んでいるか、お伺いいたします。

2点目、このような密集市街地の大規模火災に当たっては、周辺市町との応援体制が重要と思うが、当本部の場合、その体制構築は十分か、お伺いいたします。

（3）消防業務体制の充実について、2点、伺います。

①消防業務は、近年、火災はもちろんのこと、水難・山岳救助活動など多岐にわたり、内容も高度化しているが、職員数やその技能養成は十分か、お伺いいたします。

②救急出動件数は増加傾向にあるが、今後、どのような救急体制を構築していくのか、お伺いいたします。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 遠藤議員にお答えいたします。

初めに、志太消防本部の消防防災体制の充実についての御質問の1項目め、職員のコ

ンプライアンス、また、公務員倫理を高めるための研修の充実について、このことをご  
ざいます。

消防職員は、厳格な規律のもとで、住民の皆様の安全・安心を守るため、常に緊張感  
を持って、有事には、まさに命がけで職務を遂行しているところでございます。

コンプライアンスと倫理観は、消防職員に最も求められる資質でございまして、当消  
防本部では、人材育成の基本といたしまして、倫理研修の充実に取り組んでいるところ  
でございます。

具体的には、外部講師を招きまして、全職員を対象に、公務員倫理の研修を実施して  
いるほか、倫理研修の指導者となる職員を養成いたしまして、研修リーダーとして各  
所属職員に徹底を図っております。

今後も引き続き、研修内容の充実を図りまして、職員の資質の向上に努めてまいりま  
す。

次に、2項目めの大規模火災への備えについての1点目、志太消防本部の大規模火災  
への取り組みについてでございますが、当消防本部では、「志太広域事務組合消防計  
画」で定めました出動体制及び火災防御戦術などによりまして対応することとしている  
ところでございますが、先般、新潟県糸魚川市で発生いたしました大規模火災を受けま  
して、特に、建物が密集した地域での火災は、何よりも初期の段階で消防力を集中させ  
ることが重要であるために、出動時に人員と車両を増加するよう、初動対応の強化を図  
りました。

さらに、消火能力を強化するためには、消防署と地域の消防団の連携した活動が何よ  
りも重要でありますので、両機関が合同訓練や、あるいは研修などを通しまして、より  
一層連携を密にいたしまして、万全な消防体制を構築してまいります。

次に、2点目の大規模火災時の周辺市町との応援体制が十分に構築されているか、こ  
のことでございます。

地域の消防機関の消防力を上回る大規模な火災になることが想定された場合には、時  
期を逸することなく、周辺市町の消防機関へ応援要請を行う必要がございます。このよ  
うなことから、静岡県内の消防機関では、消防相互応援協定をもとに、要請があれば迅  
速に出動する体制を整えておりまして、さらに被害が拡大して消防力の増強が必要とな  
った場合には、全国から駆けつける緊急消防援助隊、この援助隊による応援体制が構築  
されているところでございます。

なお、これら応援体制の連携強化を図るため、毎年、静岡県内全ての消防本部が参加する訓練を実施しておりまして、本年度は、当消防本部管内を訓練会場といたしまして、応援要請の手順や、あるいは応援部隊の受入対応などにつきまして確認を行ったところでございます。今後も図上訓練や実働訓練を通しまして検証を行い、応援・受援体制が的確に機能するよう努めてまいります。

次に、3項目めの消防業務体制の充実についての1項目め、消防業務は多岐にわたります。内容も高度化しておりますが、職員数や職員の技能養成は十分か、このことについてでございます。

消防本部におきましては、住民の皆様をさまざまな災害から守るために、効率的で効果的な消防体制の構築を目指しまして、昨年度から5年間を計画期間といたします消防力強化計画を策定いたしました。

しかし、本計画の策定後に全国各地で大規模な火災や、あるいは地震による甚大な被害が発生しておりまして、これらの災害対応を教訓といたしまして、「消防力強化計画」を検証いたしまして、職員数を含めた消防業務体制の充実を図るよう、計画の見直しを行いました。

また、職員の技能養成につきましては、水難、また、山岳救助活動などの消防活動に十分対応できるように、国の消防大学校や県の消防学校における専門研修、あるいは東京消防庁などの先進消防本部での実務研修に加えまして、このたびは静岡県を代表する救助隊員として台湾への指導研修に派遣するなど、最新の技術や、あるいは高度な技術の習得に努めているところでございます。今後も住民の皆様の期待に十分応えることができるように、消防業務体制の充実や消防技術の向上に努めてまいります。

次に、2点目の救急出動件数の増加に対しまして、今後の救急体制がどのように構築されているか、このことでございます。

当消防本部管内の救急出動件数は、高齢化の進展等に伴いまして、今後も増加が予想されるところでございます。

救急体制の充実は重要な課題でございまして、今般、見直しいたしました「消防力強化計画」によりまして、段階的な救急隊の増大を図るとともに、計画的な救急救命士の養成、あるいは、あわせて救急車の適正利用についての取り組みなど、着実に進めることで今後の救急需要に十分に対応できる体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員、よろしいですか。

○9番（遠藤 孝議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） それでは、一問一答にて再質問させていただきます。

1点目の職員のコンプライアンスの研修についてですが、指導者となる職員を養成しているという答弁ですが、具体的にどのようなことを予定されているか、お伺いいたします。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○消防長（平口恭利） 議長。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） 指導者となる職員を養成している具体的な例についてでございますけれども、本年度におきましては、倫理観の涵養を図り、不祥事を防止するために人事院が開発した倫理研修内容を実施しております、一般財団法人公務人材開発協会が開催いたしました3日間の研修に消防総務課の職員を派遣いたしまして、倫理研修の指導者となる者、いわゆる指導者認定を受けた職員を養成しております。またさらに、同協会から講師を招きまして、各職場の研修リーダーとなる者、それから、幹部職員を対象に、倫理研修についての指導テクニックを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） このリーダーの育成というのは、若い隊員にとって非常に重要なことだというふうに思いますので、今後も引き続いてリーダーの養成をよろしく願いいたします。

(2)の大規模災害の備えについて、再質1点目、建物が密集した地域の初動対応の強化を図ったということの答弁でございますが、建物が密集した地域とは、二市のどのような地域か、お伺いいたします。

○消防長（平口恭利） 議長。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） 今回、見直しをいたしました消防計画で建物が密集した地域でございますけれども、原則といたしまして、都市計画法によって二市が指定しました準防火地域と、それから、準防火地域に隣接する地域を考えております。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） わかりました。

2点目ですが、出動時に車両と人員を増加するという答弁でありましたのですが、どのようなことでありますか、お伺いします。

○消防長（平口恭利） 議長。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） 志太消防本部の火災出動体制でございますけれども、基本的に第一出動から第三出動ということで、3段階になっております。これまで火災が発生した場合には第一出動ということで、消防車両が初期の段階で7台出動しておりました。それが今回の見直しによりまして、準防火地域、そして、その周辺の地域で火災が発生した場合には、最初から第二出動ということで、9台の消防車両が出動するというふうに変更をいたしました。

これによりまして、消防車両が2台増加しているということにもなりますし、当然、人員のほうも増加してくるということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） わかりました。

次に、3点目ですが、昨年から今年にかけて全国で大規模な火災が発生しております。先月、埼玉県三芳町で発生した倉庫火災、鎮火まで長時間を要しました。当管内には大規模倉庫はあるんでしょうか。調査されたんでしょうか、お伺いいたします。

○消防長（平口恭利） 議長。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） 埼玉県の三芳町で大規模な倉庫火災が発生した後、私ども消防本部管内で大規模倉庫、どのような実態かということの調査を行っております。それで、大規模倉庫の定義というものはございませんけれども、当管内におきましては、延べ面積が1万平方メートルを超える倉庫が15棟ございました。最大のものについては4万7,000平米という規模の倉庫でございます。調査のほうは行っております。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） わかりました。

次に、（3）の消防業務体制の充実について、1点目、お伺いたします。

消防力の強化計画を検証し、計画の見直しを行ったということですが、具体的にこの見直しした内容はどのようなことでしょうか、お伺いたします。

○消防長（平口恭利） 議長。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） 「消防力強化計画」で今回見直しをいたしました主な内容でございますけれども、先ほど管理者のほうから御答弁をさせていただきましたように、今後、段階的に救急隊を増隊すること、それから、あわせて、はしご車やタンク車の安定的な運用をしていくことでございます。また、そのために現計画の最終年度となります平成31年度までに職員を増員していくということが主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） わかりました。

次に、再質の2点目、消防職員、今現在253名おりますね。技能養成のためにさまざまな研修を受けているようですが、1年間に何人ぐらいの職員が研修を受けられているのか、また、救急救命士は今現在何人いて、足りているのかどうか、目標とする救急救命士は何名でしょうか、お伺いたします。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） まず、専門的な研修を受けている職員でございますけれども、毎年度、80名前後の職員が専門的な研修を受けております。予防の研修、あるいは警防的な研修、さまざまな研修を80名の職員が受けております。

それから、2点目の御質問にございました救急救命士、現在何名かということでございますけれども、資格を持った職員、59名おります。

それから、3点目に、その救命士が現在足りているのかということでございますけれども、私ども志太消防本部では1台の救急車に救急救命士を2名搭乗させるということにしておりまして、そのために必要な救急救命士の数は48名になります。現状では、51名を現場の配置しております。そういったことから、現在のところは確保されているという状況でございます。

以上でございます。



○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） 議長。

この救急救命士養成については、限りなく医療行為が発生するものですから、かなり期間を要するじゃないかなという感じがいたします。こういった養成期間、救急救命士の養成は喫緊の課題であろうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

4点目として、救急車の平成28年度の出動概要では、救急出動のうち、緊急性の低い事案が全体の8%というふうに伺っておりましたのですが、救急車の適正利用というのですかね、具体的な取り組みはどのようなことか、お伺いいたします。

○議長（水野 明議員） 消防長。

○消防長（平口恭利） はい。

適正利用の関係につきましては、まず、住民の皆様に御理解をいただくということが第一でございますので、救急車の適正利用についての啓発活動を中心に行っているところでございます。具体的には、救急車の適正利用についての絵画を募集して、優秀作品をポスター化して管内各所に掲示をすること、あるいは志太消防本部が作成いたしました救急車の適正利用についてのリーフレット、これを全戸に配布しているというような状況でございます。

以上でございます。

○9番（遠藤 孝議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 遠藤 孝議員。

○9番（遠藤 孝議員） 救急車の出動件数では、年間約1万件強ですか、そういうような状況下にあるというようなことも過去に聞いたことがあります、8%というと800件ですか。コンビニ受診も含めて、緊急性が低い、適正利用につながっていないという状況ではないかなというふうな感じがいたしますが、まだいま一步、何か救急車の適正利用に向けて、外国だと救急車の有料化を図っている関係で、その救急車の出動件数が相当低くなっていると思うのですが、団塊の世代が70歳台をこれから迎えてくると、どうしてもこの救急出動件数は増えてくるということは予想されます。そういった救急車の出動について、こういう適正利用について、もう一步前進した取り組みというものを期待して、答えはよろしいです。私の質問を終わります。

○議長（水野 明議員） 以上で、遠藤 孝議員の質問を終わります。

それでは、次に進みます。3番 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

（登 壇）

○3番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、一般質問の前に、10月議会で提案をさせていただいた斎場通路の屋根、早速設置していただき、ありがとうございました。

さて、新環境管理センター建設について、お伺いいたします。

第1号議案の平成29年度志太広域事務組合一般会計予算、歳出3款2項5目新環境管理センターの建設施設整備費というふうにあります。そこに3,133万2,000円。これは、大井川環境管理センター管理棟のほか解体工事というふうになっていました。1月に私は大井川の環境管理センターを見学させていただき勉強させていただきましたが、そこで藤枝環境管理センター、平成7年4月稼働、処理能力が160キロリットル、1日当たりですけれども、そして、大井川環境管理センターが平成11年4月稼働で、処理能力が1日90キロリットルです。このし尿処理棟がともに新設されたと聞いています。先ほどの全協の説明の中で議会後の全協で説明があるとのことですが、また確認をしていきたいと思えます。

両管理センターが新設されるに当たって質問いたします。

ア、センターに搬入される生し尿の量は、藤枝市、焼津市は毎年減り、浄化槽汚泥、この量は増え、全量的には増え続けています。現センターの耐用年数、処理技術あるいは処理能力等に問題のあることは何かをお伺いいたします。

イ、工事日程、稼働開始及び予算はどのように予定されているのか。これは後全で報告があるのかもしれませんが、もし答えていただけるなら、お願いいたします。

ウ、現環境管理センターと比較して、各処理段階における技術面で新しく要求されることがあるのでしょうか。

エ、現在、駿河湾、大井川に放流されている水質検査値、これは、環境監視規制値を十分満たしていると思えますが、新設に当たり、国、県の規制基準が変わることはありますか。

以上、お聞きいたします。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 杉田議員にお答えいたします。

初めに、新環境管理センターの建設についての御質問の1項目め、現環境管理センターの問題についてでございますが、浄化槽汚泥が今後も増加することが両市とも見込まれていることから、現センターの処理能力では対応できないこと、また、大井川環境管理センターが稼働後17年、藤枝環境管理センターが稼働後21年を経過しているために、今後の施設の老朽化への対策が必要な時期が来ている、こういうようなことなどが問題であると捉えているところでございます。

次に、2項目めの整備日程、稼働開始と予算の予定について、このことでございます。

両施設とも地元との現施設の設置期限に基づきまして、平成33年4月に稼働を目標に、5カ年にわたる整備計画を策定いたしまして建設準備を進めているところでございます。

具体的には、最初の2カ年を建設準備期間、あとの3カ年を建設期間と位置づけておりまして、本年度と来年度の予算におきまして、生活環境影響調査及び事業者選定業務を行いまして、平成30年度から建設にスムーズに着手できるよう準備を進めてまいります。

なお、来年度では大井川環境管理センターの整備に支障となります旧管理棟の解体を行う予定でございます。

次に、3項目めの新施設の処理技術に対する要求について、このことでございます。

現在、し尿処理施設の処理技術は確立しておりまして、現施設で採用されている、いわゆる膜分離高負荷脱窒素処理方式についても、現在でも多くの先行事例において採用されている、技術的に大変すぐれた処理システムでございます。

したがいまして、新施設において採用予定のシステムにつきましても同様の性能を持つものとなりますが、さらに最新の臭気対策技術や、あるいは省エネ対策技術などを取り入れてまいりたいと考えております。

なお、新施設では、水処理施設のほかに廃棄物の資源化を図る設備といたしまして、新たにリン回収設備の導入を計画しております。

次に、4項目めの新施設における水質規制基準の変更の有無について、このことでございます。

国、県等の規制基準値につきましては、現施設の建設稼働以降に対象項目といたしましてダイオキシン類が追加されたほかには、新たな追加の規制基準はないことから、新施設における国、県の規制基準は、従来と比べ変わることはございません。

しかしながら、現環境管理センターでは、水質基準を含めまして、環境保全上、考慮すべき項目であります大気、あるいは騒音・振動、臭気、排気ガスについて、各種法規制に比べ、さらに厳しい自主規制値を地元と設定いたしまして遵守しております。

本組合では、新施設の整備に当たりましては、現施設の地元協定値と同等、あるいは技術水準に見合った、さらに厳しい自主規制値を設定いたしまして環境保全対策を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） それでは、再質問させていただきます。

これは当然、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、地元との同意、これはとても大切なことだと思います。高柳は、先ほどの質問の中でも、昭和59年から34年を経過している。建物そのものの耐用年数ということに関しては、まず問題はないのではないかなというふうに私は思っているんですけども、その辺について、藤枝環境管理センターで22年、大井川環境管理センター18年、これは建物としての耐用年数というのは限界があるのでしょうか。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 建物の耐用年数ということでございますけれども、建物だけを捉えれば30年以上使えるというふうに認識しておりますけれども、施設といたしましては、耐用年数、これは、はっきりした根拠というものはないわけでございますけれども、環境省の発行してございます「一般廃棄物処理施設の手引」等によりますと、し尿処理施設にあつては、耐用年数は一般的に20年程度というようにされております。

また、今、この現施設の耐用年数、これにつきまして、同様な他の自治体の例から考えますと、おおむね25年程度ではないかというような判断をさせていただいて整備計画を進めているところでございます。

なお、供用開始というのですか、建設が平成33年3月までを見込んでおりますので、

その年度につきましては、藤枝環境管理センターが26年で、大井川環境管理センターが22年ということになります。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 先ほども申し上げましたが、大井川の環境管理センターを見学させていただきました。その中でいろいろ説明を受けさせていただきましたが、各受入・前処理設備、あるいは主処理施設、高度処理施設、脱臭設備、汚泥処理設備、5つの大きなユニットに分かれて説明を受けました。

各ユニットで、先ほど技術の問題もありましたけれども、ここのユニットで、何かここで問題があるよと言えば、そこのユニットの交換をすれば、それをまた使えると。ということで今までも繰り返してきた。当然、一般的に言われている膜なんかの問題もそうですけれども、一定の時点が来れば、それを新しいのにかえる、これは当たり前のことなのですけれども、この設備の関係で、今言った5つの大きなユニットの工程があると思うのですけれども、その中で、何かユニットとして今まで交換をして延命に寄与しているという、そういうユニットはあるでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 大井川環境管理センターで5つの設備を分けて、それをユニットということで、このユニット単位で交換があるかということでございますけれども、もう少し細かくして、例えば、ドラムスクリーンだとか汚泥脱水機、こういったものもいたしましても、ほとんどの設備につきましては、部分的な修理、これは実施をしていますけれども、今言われたような装置全体の交換というのは行っておりません。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 今言った、その部分的な修理だとか交換を行っているけれどもユニットとしての交換は行ってない。だけれども、ユニットとして交換をすれば、そのユニットはさらに延命をするというふうに考えてよろしいですか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） ユニットの交換すれば、それは延命できると思いますけれども、ユニットの単位が非常に大きいのかなと今、思っております、ほぼ大規模修理と

いうことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 何でもかんでも新しいユニットで交換してどうのこうのと言うつもりはないのですけれども、この建物を建設するに、後で次のイのところでも質問したいと思えますけれども、金額が一定の額があったとしても、そのユニットを交換することによって延命ができる、それから、使用の仕方について検討していけば、まだ延命ができるよということであれば、これはまだまだ使えると。

この前ちょっと、原発の関係で焼津の中で行ったんですけれども、その中で、原発の中部電力の人から、「原発だってそうなんですよ」と言われたときには、私は賛成してないですけれども、「このユニット、このユニットを交換していけば、原発だっていつまでだって使えるんですよ」という、そういう発言を聞いて、実は私はびっくりしました。だけれども、それを私は肯定するわけじゃないんですけれども、こういう技術、建物的には、先ほど30年、40年というのが一般的に言われているけれども、こういうユニットを大事に使っていく、部分部分を大切にしていけば、まだまだ私は使えると。し尿処理と生ごみと違うかもしれませんが、当然、先ほど言ったように、住民合意は大切だけれども、各ユニットを大切に使いながら、できるだけ長く使っていく、これが私は大切じゃないかなと思えますけれども、どうですか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） ユニットごと大切に使うというのは私のほうもそうだと思いますけれども、一方で、やはり施設全体が安全・安心でないといけないと思っております、こういったユニット単位で大規模修理を計画するということを考えていきますと、何分処理をしながら修理をしていくということになりますと、できない部分も出てくるのかなというふうに思いますので、そういった考え方で更新をというふうに思っております。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。また、説明のときに確認させていただきます。

処理量の問題でちょっとお聞きいたします。

この組合の概要に書いてあるこの資料からいうと、生し尿の搬入量というのが焼津市

が2,677キロリットル、藤枝市が2,195キロリットル、浄化槽汚泥の搬入量というのが、焼津市は4万2,465キロリットル、藤枝市は4万55キロリットル、焼津市の合計が4万5,142キロリットル、藤枝市が4万2,250キロリットル、合計で8万7,392キロリットルになります。これらの処理、藤枝環境管理センター、1日160キロリットルで割ると大体340日稼働ということになります。そして、大井川環境管理センターのほうを3万3,300キロリットル、1日の処理量90キロリットルで割ると370日になるのですね。1年間をオーバーしてしまう。これは時間の問題が入っていないので、かなり長時間をやりながらやってくれたのであろうなというふうに私は思うのですけれども、この中で、これは、後の説明の中にあるかもしれません。新しい藤枝市の施設は160キロリットルのまま、そして、大井川環境管理センターのほうは90キロリットル／1日を210キロリットルに変えていく。この量を合計したとしても、かなり差があると思うのですけれども、この根拠を教えてください。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 施設規模を算出した根拠でございますけれども、まず、焼津市、藤枝市それぞれの計画処理量でございますけれども、平成33年度がピークになります。焼津市が平成33年度には年間で6万5,584キロリットルを見込んでございます。そして、藤枝市のほうが5万187キロリットルということでございます。それぞれの年間の処理量、これを365日で割りまして、直近変動計数というのが1.15ございますので、それらを掛けると、焼津市のほうが210キロリットルで、藤枝市のほうが160キロリットルということになるということから規模を設定してございます。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解しました。また、これは、もう一回計算をし直して確認をさせていただきたいと思えます。

次に、工事日程あるいは予算等についてお伺いいたします。

今現在、基本計画、そういうものは多分できているんだろうと思っておりますが、地元住民への説明が今現在行われていて、設計、委託入札だと思うんですけれども、そういうものが大体いつごろ予定されているのでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 設計の時期でよろしいですか。

先ほどの答弁にもありましたけれども、事業者選定アドバイザー業務、これを発注しております。その中で、今、入札に向けた委託をしているところでございますけれども、入札の公告の予定としましては、夏ごろを考えてございまして、それまでには、そういうものを詰めまして、計画として策定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解しました。ただ、費用の関係なんですけれども、これは、あくまでも参考ですけれども、平成7年度に供用開始した藤枝環境管理センターですけれども、これをつくるときの総事業費が45億円ですか。そして、大井川のほうの環境管理センターが33億円、こうなっていますけれども、これが藤枝のほうは、当時と金額は違うと思うんですけれども、大体どのくらいに設定しているのか。特に、大井川環境管理センターの大きな処理量になるということで金額がかなり変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、どのくらいを予定されているんでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 事業費に対する御質問でございますけれども、今、事業費につきましても、ちょうどメーカーヒアリング等を行っております、いましばらくというところもございまして、現段階でちょっとお答えできるような事業費というのはございません。

よろしく申し上げます。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解いたしました。では、また決まった段階で説明があるものと解釈いたします。

当然、起債と国庫補助というのが大きな割合を占めると思います。このし尿処理施設の基幹的設備の改良工事に対し、交付率が3分の1または2分の1。これは、環境省の資料にこう書いてあるのですけれども、循環型社会形成推進交付金というふうに書いてありました。これの基幹的設備の改良事業、この改良というのは何が改良に当たるのでしょうか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。



○事務局次長（平田達行） 循環型社会形成推進交付金の改良の事業ということでございますけれども、ちなみに、藤枝環境管理センター、大井川環境管理センターは更新事業でございます。また、改良事業というのは、ほかのメニューになるわけですが、この改良事業というのは、大規模修理をして延命化をするといったものが当たりまして、改良というのは、さらに、延命化するだけでなく、省エネということで、CO<sub>2</sub>の削減だとか、そういったものも一緒に求められるものでございます。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解いたしました。

また、交付率が3分の1だか2分の1というのもわかたら教えてください。

次に、先ほど、技術面で新しいものはないよと。今の膜処理の問題、脱窒素、そういうのがすぐれた技術だもんでね、それはそのまま使われるということで、新しいその技術的なものというのはない。そうすると省エネルギー対策、先ほど省エネルギーという話が出ましたけれども、ここは具体的にどのようなことが予定されているのでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 省エネ対策でございますけれども、これは機器ごと、省エネのトップランナーというような機器がございますので、そういったものを採用するというので、最新の省エネ機器を設置するということが一つあります。そのほか効率的な運転管理をしていくということで、エネルギーの使用量を削減していくと、そういったことを計画しております。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解しました。

先ほどの管理者の答弁の中で、新たにリンの回収というのが行われるようになって、これが多分、肥料だとか、そういうものに循環されていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、このリンというのは、今、大体どのくらいが予想されているのでしょうか。

○事務局次長（平田達行） はい。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 実際何トン出るかというのがなかなか難しいところでござい

ますけれども、今、藤枝環境管理センター、大井川環境管理センターで、年間処理量11万キロリットルで大体試算しますと、年間で10トンから20トンくらいが出るかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 了解しました。

その回収されたリンが、また循環で、これは肥料として使われる、そういうもので確実にこれがお金として変わってくるのかなというような感じもしますけれども、そういうものに利用されていくことについて、大いに期待をしたいところです。

それでは、最後のところの質問ですけれども、水質基準の問題。

実は、去年の3月にも、浄化したものを川に流されることについて、その基準についてお伺いしました。そのときに、あそこは助宗というんでしたっけ、ちょっと地名を間違えたらごめんなさい。あそこの基準と今回の問題とはちょっと意味が違うよというのを聞いています。そして、新たな基準の設定というのはないということなんですけれども、万一、この基準が変わらない、そして、地元との協定の中で、その協定値というのは、その基準値よりかなり低い数字で協定をされていて、それで、さらに去年の12月に、こちらの志広組のほうから資料として平成28年度の12月までの毎日測定している基準、そして、これはどこか公的な機関だと思うんですけれども、そこが測定した測定結果、これの資料をいただきました。

やはりこの中でも、その地元との測定値の合意したものから、またさらに10分の1だとか、かなり小さい数字で検出されていることで物すごく安心感を当時持ちました。こういうように測定化されているということで、すごく安心感はあると同時に、実は、最近の東京の豊洲市場の問題なんかで、ずっと測定をされていて、8回まではずっといい数字だったと。9回目にとんでもない数字が出てきたというようなことを聞いて、ちょっと確認をさせていただきたく思っています。

この毎日毎日、その検査を大井川環境管理センターあるいは藤枝環境管理センターでやられていると思うんですけれども、この検査手順というんですか、それから、検査機関がやっている、この検査の手順について、どのように理解しておられるかどうか、お聞きします。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 分析の検査手順ということでございますけれども、まず、それぞれの環境管理センターの委託業者が分析を毎日してございます。その分析の手順といたしますか、仕方でございますけれども、毎日同じところをはかっております。それから、毎日おおむね午前9時にサンプリングをしてはかっておりまして、測定者等も限られた者で測定をしてございます。

それから、外部のほうでございますが、毎月1回検査しているのは、株式会社静環検査センターで行っております。

この検査につきましても、採取場所は同じでございますが、月1回はかってございます。それから、時間も午前9時ということでございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 定期的に定時、毎日行っているということなんですけれども、その手順の中で、その検体は大井川あるいは藤枝の環境管理センターの中に、その検査する装置があって、その検体をそこに持っていくのか、あるいは検査機関に持っていくのか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） それぞれの検査ですけれども、それぞれの者がサンプリングをして検査をしますので、施設のほうから、その検査機関にお渡しするということではございません。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。

では、藤枝環境管理センターにも、大井川環境管理センターにも、検査装置があるということで了解をしていいですね。

それで、その測定器なんですけれども、その測定器の構成というのは、当然、この志太広域組合というのは発注者ですので、発注者責任として、その検査機器がちゃんと構成されているかどうかの報告は受けているのでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 公的機関としてということですがけれども、株式会社静環検査センター、この業者は、計量証明を発行できる業者でございまして、そういった意味では公的に認められた業者でございまして、そういったところは確認してございます。

以上です。

○議長（水野 明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 疑っているわけじゃないんです。先ほど言ったように、いろいろな検査機関、そういうところで。1つの検査機関でずっと集中していくと、お互いになれ合いだとかそういうものが出てきちゃうかもしれないから、クロスでやるだとか、あるいは検査機関を時々変えてみるだとか、そういうことをやりながら、発注者責任というものを住民に対して果たしていく、そして環境を守っていく、これが私は発注者として大事なことなんじゃないかなと。当然、今、計量証明書を発行できるということですから、その証明ができる業者というのは、県に対して、あるいは国に対して、検査器の構成なんかについても報告していると思います。また、私も直接電話をさせていただいたときに、その職員の対応が、物すごく規則正しく原則的にやられているということで、信頼はできるんじゃないかなと思っています。

そういう意味でも、私がこれをちょっと疑っているどうのこうじゃないんですけれども、ぜひ今後もそういうところに発注責任を果たしていってもらいたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（水野 明議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春でございまして。

私は、建設に向けまして最終段階に迎えつつございます新清掃工場、クリーンセンターですね、この整備に当たりまして、事業主体、それから、施設規模といった、この骨格を決定しております本組合策定の「（仮称）クリーンセンター整備基本計画」におきまして、まず、この運営を公設公営で行うべきではないかということの基本をいたしまして、この業務形態と、それから、住民参加というところについて質問を行います。

まず、事業形態の検討状況についてでございます。

この「クリーンセンター整備基本計画」によりますと、ごみ処理施設の運営形態は、従来から進められてきております公設公営方式ですとか、民間活力を導入いたしました公設民営方式といった複数の方式が考えられるというふうに提示をしております。

この中には、施設の建設・維持管理等を含めた、いわゆるPFI方式と、民間資本、経営手法を活用いたしまして、あらかじめ官民の役割分担を決定していくという、この方式ですね、こうしたことも書かれております。そして、これらの選択肢を提示して、事業可能性調査において詳細な検討を行うというふうに書かれております。この「クリーンセンター整備基本計画」のこの現在の検討状況、現段階での到達点について、まず1点目、お伺いいたします。

2点目でございますけれども、本組合におきまして今年の1月17日に視察をいたしましたけれども、練馬区の清掃工場、ここは東京二十三区清掃一部事務組合の運営のものでございますけれども、住宅地のだ真ん中にありまして、一緒に行かれた皆さんも驚かれたというふうに思っておりますけれども、こちらの工場は、施設の運営もそうなのでございますけれども、運搬業務まで公設公営として行っておりました。その理由を案内してくれました担当者は、民間委託にすれば業者が修理で済むようなケースでも、簡単にこの交換を要求してくると。また、そんな必要もないような修理でも簡単に要求してくると。つまり、そうした費用は全て公費負担になりますので、メーカーにとっては何の痛みもなくやることができる。そのときに、市の組合の側が、「そんなことは交換しなくても修理で済むことではないか。また、そんなことは修理の必要はないものだ」というように言える立場の職員が必要だと。行政の職員がそういう立場であることが必要だと。これは、突き詰めていけば、税金の無駄遣いの防止につながるということでもございますので、私もその説明を聞いて、なるほどなというふうに思っております。

つまり、そうしたメーカーの言いなりにならないような立場の職員を養成すべきではないかということをお伺いいたします。

この視点に立ちまして、最新の設備をもって出発いたしますクリーンセンターは、私は、基本的には公設公営という形で維持していくべきではないかというふうに思っておりますけれども、こうした観点について、お尋ねをいたします。

最後に、この「クリーンセンター整備基本計画」の中には、もちろん住民参加という1章が設けられておりますけれども、ここでは、整備に当たりましては、地域住民に対して個別に学習会を実施するなど、事業の進捗、事業内容について、細かく説明をして、

皆さんの理解を得ながら事業を進めると書かれてございます。この点について、この業務形態について、住民の皆様にも、現在、説明がされているかどうかということについて確認をしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（水野 明議員） 当局から答弁を求めます。

○管理者（北村正平） 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンターの運営は公設公営で行うべきか、この質問でございますが、1項目めから3項目めまでは関連がございますので、一括して私のほうからお答えを申し上げます。

ごみ処理施設の整備、また、運営に関する事業方式につきましては、従来から進められてきました公設公営方式、あるいは民間活力を導入した公設民営方式など、議員がおっしゃるように4つの方式に分類されておまして、安定・安全なごみ処理を達成するため、環境の保全と将来にわたった適切な施設管理を第一に、建設費だけではなくて、稼働後の維持管理運営費、これらも含めた総合的な検討が必要となります。

本組合におきましても、この事業方式の検討に当たりましては、昨年度におきまして、近年に燃やすごみ処理施設を発注いたしました自治体に対する事業方式の先行事例の調査あるいは事業期間、建設運営コストの把握、こういうようなことを主眼とした調査を実施いたしまして、各事業方式における事業化予測を総合的に判断いたしまして、公設民営の一方式でございます、設計建設から維持管理、メンテナンスまで請け負い、事業者の工夫が生きるDBO方式が優位であるとの行政案を取りまとめたところでございます。

新施設において、DBO方式を採用したといたしましても、実際には公設で民間に委託する方式でございます、最終的な責任が行政にあることは変わりございませんので、完全に運転管理を民間に任せるのではなくて、事業者が運転管理業務を適切に実施しているかを確認するためのモニタリング体制を整える必要、あるいは地元との良好な関係を維持するため、現在の組合組織体制と同様に、職員を各施設へ配置する方式は継続してまいります。したがって、これまでどおり、適切な運転管理が可能であると考え

ているところでございます。

また、事業方針を含めた整備基本計画につきましては、今後、地元の皆さんに丁寧にお示しいたしまして、意見をお伺いしながら計画をまとめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） ここで、しばらく休憩いたします。11時35分、再開をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（水野 明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

石井通春議員、よろしいですか。

○2番（石井通春議員） はい。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） お昼も近いので、端的に質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず、今のお答えで、いわゆる公設民営の一方式でありますDBO方式が優位であるという行政案をまとめられたというお答えがございました。クリーンセンター整備基本計画におきましては、静岡市や島田市がやっております、いわゆる公設公営方式と、それから、公設と長期包括民間委託というのですか、これは、公営民営の一方式でございますけれども、その方式、それから、今のこの公設民営のDBO。DBOというのは、Design Build Operate方式。これは、設計・建設と運営管理を一括発注すると言われるところがちょっと違うというふうに理解をしておりますけれども、あとはPFI方式ですね。これは、民間資本・経営、これを民営でやるというような形で、この4方式を提示した中で、行政案としてDBO方式が優位であるという案をまとめられたということでございますけれども、これは、案をとりまとめたものでありまして、あくまでも決定ではないということによろしいですか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） はい、議長。

おっしゃるとおりでございますので、行政案の段階でございますので、これから地元の

皆様にも説明をさせていただいて、決定していきたいというふうに思います。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） あくまでも案としてまとめたという段階でございますね。

それで、この整備基本計画には事業形態の調査内容というものが詳しく書かれています。民間事業者に対するヒアリングを行うことですか、それから、希望する事業方式ですか事業スキーム、建設コスト、維持管理運営コスト等について確認をして調査をするということがクリーンセンター整備基本計画の調査内容ですね。

この調査内容を踏まえまして、事業形態というものを決定するというふうにこの基本計画にはなっておりますけれども、それでは、先ほど言いました調査内容、建設コスト、運営管理コスト等を確認した上で、もちろんその調査機関が調査して、そして、行政案としてまとめられているということだと思いますけれども、そこは間違いはないでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） おっしゃるとおりでございます。今言われたとおり、他自治体に関する事業方式、これらの調査、それから、プラントメーカーに対するアンケート調査、こういったものをする中で、総合的に判断してDBOが優位であるということを取りまとめたところでございます。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） その比較ですね。4つの方式を示しておいて、比較検討の材料として出されている4つの案がありますけれども、そのところは全く私もこの議会にも知らされていない話。どういう調査をされて、どういう比較をして、そしてDBOに至ったのかという、この過程ですね。これはまだ示されてございません。これは、少なくとも議会には報告すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 議会への説明につきましては、今後予定しております。まず、地元の皆様のほうに説明をしてからということで、また、機会をいただいて説明していきたいというふうに思います。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。



○2番（石井通春議員） 地元の説明は最後のほうでやっていくということがございましたので、その後に議会のほうにも示していくということですね。

ちょっと、ではその中身を少し確認させていただきますけれども、このDBO方式と他の方式で幾つか細かいところに違いがありますけれども、決定的に違う点は、建設及び管理が公共になるか、それとも民間になるかという、この点が決定的に違うところなんです。現在、DBOとして取りまとめておりますけれども、PFI方式、民間が建設する方式ですね。DBOは、建設は公共です。PFI方式は建設も民間ですけれども、この民間が建設を行うPFI方式を排除したという理由は、どうしたところからそうなったのでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） DBO方式は公設民営で、PFI方式は民設民営ということで、つくるのが民間か公共かとの違いがあるわけがございます。このことを比較しますと、やはり公設のほうが最終的な責任の所在というのがはっきりしているということが1つございます。

それから、もう1点は、公設であれば、地方債、これが活用できるということで、市場金利よりも利率が低いものですから、そういった面でDBOのほうが優位性があるということでPFIを排除してございます。

以上でございます。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 当然その建設コストの比較ですね。起債は公共のほうが、やはり民間よりも低いのは確かですので、そうしたやはり比較を、言葉だけでなく、具体的に示すところも、こういったところも必要だというふうに思っています。安い方向へと流れている、それはいい流れだと思いますけれども、そこは資料として示すことは必要だと思っています。

そして、管理部門ですね。管理部門は、いわゆる公共ではなくて民間にするということですね、DBOは。その管理部門を公共ではなくて民間にした理由というのは、どうしたところからそうになっているか。膨大な資料になると思いますので、主なところだけで結構ですので、そこを説明してください。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 民営にした理由ということでございますけれども、民営にした理由というのは、DBO方式が比較してよかったということで説明させていただきますけれども、DBO方式は、公共が主体で設計・建設、これを行って、その発注の際に管理運営、このことを民間に一括発注する手法であるということでございます。一括発注するということで、より効率的な管理運営、これを見越した施設整備が可能となるということが1つあります。

公営方式と比較しまして、より民間のノウハウの活用が図られるということで、効率的で効果的、安心して安全な施設整備が可能であると考えております。

あと、DBO方式、コスト面、これについても、ライフサイクルコストということで、建設から運営の期間のトータルコスト、これはシミュレーションでございますけれども、おおむね約6%くらいの削減が見込まれたということでございます。

以上です。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 民託によって、約6%削減が見込まれるというところまで計算されているということでございますので、ぜひそこは隠すことはないと思いますので、公にさせていただきたいなというふうに思っております。

そして、2点目の職員の民間言いなりにならないようにという、その御答弁ですけれども、ちょっと私もこれは通告の仕方があれだったもので意図がしっかり伝わってなかったというふうに思っておりますけれども、最終的に行政に責任があると。そして、運転管理を完全に民間に任せるのではなくて、その事業者もチェックをするモニタリング体制を整えると。さらに、地元の良好な関係を維持するために、現在の体制と同様に、職員を各施設へ配置をするというところですが、現在も高柳、一色には、それぞれ二、三人だと思っておりますが、プロパー含めて職員が配置されているというふうに思います。

今度、仮宿というところに新たに現在の施設よりも大きな設備ができると。もちろん、機械的のところも最新の設備を誇った機械が入るということで、今以上に技術的にすぐれたというか、民間はもちろん専門でやっていますから、ずっとそこで仕事をしている人たちなので技術が一番持っているというふうに思っておりますけれども、公共の人間として、そんなに多くは要らないと思いますが、そうした専門業者が、先ほど言いましたように、軽微な修理でも簡単に交換をしてくれと言ってきたときに、「いや、それは

交換は必要ない。修理で済むぐら이다よ、そのくらいのことは」と言えるような立場の職員ですね。ここはやはり、現在同様にといいことも言われましたけれども、新しい設備のもとでも当然配置をしていくべきかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） これまでの施設運営と同様に、そういった組合の職員が責任を持って関与して適切に対応していくように、職員のほうは配置をするということで考えてございます。

○議長（水野 明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 同じく、では、新しいところにもそういった配置をするということで理解いたしました。

最後に1点だけ。住民の説明ですね。先ほどの管理者のお答えで、事業方式も含めた整備基本計画については、今後、地元の皆さんの意見を伺いながら、計画をまとめてまいりたいというふうにお答えがあったように思うんですけども、ここの住民に対する説明というものは、DBO方式はこういうものだという内容の説明ではなくて、先ほど来、言っておりますように、4方式が提示されておりますけれども、その4方式の中から、これこれこういう理由でPFIでもなければ、公設公営でもなければ、DBOにしたのだと、そういう比較検討状況を説明するという、市民に対する説明ですね、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（水野 明議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） そうですね。DBO方式にした比較検討状況、これにつきましても整備基本計画の中に盛り込んでございますので、整備基本計画の説明の際に、そのあたりを説明させていただきたいというふうに思います。

○議長（水野 明議員） 以上で、石井通春議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

---

○議長（水野 明議員） 日程第2. 第1号議案から第7号議案まで、以上7件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。質疑なしと認め、上程議案7件の質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議案について討論のある方は通告願います。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（水野 明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案7件に対する討論を行います。通告はありません。討論なしと認め、討論を終わります。

これから上程議案7件の採決を行います。

初めに、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（水野 明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(水野 明議員) 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長(水野 明議員) 日程第3. 第8号議案を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(水野 明議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) ただいま上程されました第8号議案、志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員でございます鈴木正和氏が平成29年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに良知芳和氏を選任いたしたく、志太広域事務組合同規約第13条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(水野 明議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています第8号議案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 御異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

---

○議長(水野 明議員) 日程第4. 第9号議案を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、植田裕明議員の退席を求めます。

(植田裕明議員 退席)

○議長(水野 明議員) 管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(水野 明議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) ただいま上程されました第9号議案、志太広域事務組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本組合監査委員でございます鈴木浩己氏が平成29年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに植田裕明氏を選任いたしたく、志太広域事務組合規約第13条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(水野 明議員) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 質疑なしと認め、本案の質疑を終わります。

次に、本案の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 討論なしと認め、本案の討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています第9号議案は、同意することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(水野 明議員) 御異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま選任について同意を得ました植田裕明議員の入場を許します。

(植田裕明議員 入場)

○議長(水野 明議員) ここで、ただいま志太広域事務組合監査委員の選任について同意を得ました植田裕明議員から発言を求められておりますので、お願いいたします。

○13番(植田裕明議員) 議長。

○議長(水野 明議員) 植田裕明議員。

(登 壇)

○13番(植田裕明議員) ただいまは皆様方の御推挙並びに同意を賜りまして、監査委員という大役を仰せつかることとなりました。多大なる御高配を賜りましたこと、高い席からまことに恐縮でございますが、厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、地方公共団体、これは、一部事務組合も含まれるものと思われませんが、監査機能の強化、内部統制の強化を目指し、総務省では監査制度を改め、今国会への地方自治法の改正案を提出したと伺っているところでございます。

この中には、議会選出監査委員のあり方につきましても、これは現在、現行では法定の義務づけでございますけれども、これを改めまして、各団体の任意制にするという旨も含まれて伺っているところでございます。今後の監査委員のあり方につきましても大変重要なことと認識しているところでございます。

何分大変未熟者でございますので、皆様方の御指導・御鞭撻を賜ります中で、しっかりと職責を全ういたす所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。まことにありがとうございました。

○議長(水野 明議員) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成29年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、お願いいたします。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長（水野 明議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（北村正平） 議長のお許しをいただきましたので、この3月をもちまして、申し合わせにより退任する私・管理者を初めといたしまして、鈴木代表監査委員、また、鈴木浩己監査委員、そして、長きにわたり看護学校の校長として御尽力をいただきました原校長が退任いたしますので、代表させていただきます、私からお礼を兼ねまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、今定例会におきまして、議員の皆様には、来年度当初予算を初めとして、各議案につきまして慎重な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

就任から2年、この間、斎場の建設・起工を初めといたしまして、クリーンセンターと環境管理センター建設に向けました調査、計画の諸事業の開始など、重要な局面を迎えまして、判断を要するさまざまなことがございました。おかげをもちまして、これらの事業も進展していることを初めといたしまして、ごみやし尿の処理施設の順調な運転・管理、看護学校、志太消防本部の運営、さらには斎場の運営に至るまで、管理者としての職務を何とか務めることができたのではないかと感じております。これもひとえに議員の皆様のお指導・御鞭撻を初めといたしまして、関係各位の御理解と御協力のたまものでありまして、改めて深く感謝を申し上げます。

新年度からは中野管理者のもと、新体制がスタートいたします。今後も新斎場の供用開始や、あるいはクリーンセンター、環境管理センターの整備など、重要かつ大規模なプロジェクトが控えておりますが、私自身も副管理者といたしまして、引き続き両市の住民の安全・安心な生活を守るため、本組合事業の円滑な運営に努力してまいりますので、これまで同様の御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。

なお、看護学校の原校長におかれましては、13年間の長きにわたりまして適切な学校運営に努められますとともに、国家試験全員合格を目指しまして高い指導力を発揮され、看護師の育成を通じて地域医療に多大な貢献をしていただきました。改めてこれまでの功績に感謝を申し上げる次第でございます。新年度から、太田信隆焼津市立総合病院事業管理者が校長に就任いたしますので、あわせて報告をさせていただきます。

桜のつぼみも徐々に膨らみまして、日増しにうららかな春の陽気になってまいりました。議員の皆様におかれましては、新たな年度を控えましてますます御多忙な毎日かと存じます。健康にはくれぐれも御留意をいただきまして、ますます御活躍されますよう



心からお祈りを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（水野 明議員） お知らせいたします。

この後、全員協議会を開催いたしますので、しばらくお待ちください。

午前11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

水野明

会議録署名議員

萩原麻光

会議録署名議員

和本修蔵

付 録



平成29年3月組合議会定例会一般質問者及び質問要旨

(発言順) 1

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(12)</p> <p>松 本 修 藏 議 員</p> <p>(質問方式 一問一答)</p>	<p>「質問」</p> <p>1. クリーンセンター建設の進捗状況及び今後のスケジュールについて</p> <p>(1) 処理方式については平成27年に「ストーカー式焼却炉」に選定されたが、その後、どのような取り組みをされてきたか。</p> <p>(2) 環境影響評価の進捗状況について</p> <p>(3) 平成32年の稼働を目指しているとのことだが、計画通り進んでいるか</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(9)  遠 藤 孝  議 員  ( 質 問 方 式 一 問 一 答 )	<p>「質問」</p> <p>1. 志太消防本部の消防防災体制の充実について</p> <p>(1) 職員のコンプライアンスの研修について 相次ぐ企業や公的機関の不祥事の発覚が示すように、コンプライアンス（法令遵守）の知識・意識不足による問題発生は、近年後を絶たない。消防職員のモチベーションの低下や公務員としてのイメージダウンにつながることを防ぐよう「コンプライアンス・公務員倫理」の意識を高めるための研修を充実されたいがどうか伺う。</p> <p>(2) 大規模火災への備えについて 昭和51年の酒田大火以来の規模となった新潟県糸魚川市の火災は、住宅や店舗などが密集した市街地での大規模火災への対策に大きな教訓を残したが、 ①志太消防本部の大規模火災への備え・対策として、どう取り組んでいるか伺う。 ②このような密集市街地の火災に当たっては、周辺市町との応援体制が重要と思うが、当本部の場合、その体制構築は十分か伺う。</p> <p>(3) 消防業務体制の充実について ①消防業務は近年、火災は勿論のこと、水難・山岳救助活動など多岐に渡り、内容も高度化しているが、職員数やその技能養成は十分か伺う。 ②救急出動件数は増加傾向にあるが、今後、どのような救急体制を構築していくのか伺う。</p>	管理者 消防長

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3)  杉 田 源 太 郎  議 員  (質 問 方 式 一 問 一 答)	<p>「質問」</p> <p>1. 新環境管理センター建設について</p> <p>第1号議案 平成29年度志太広域事務組合一般会計予算、歳出3款2項5目 新環境管理センター建設費施設整備費 3,133万2千円は「大井川環境管理センター管理棟外解体工事」で、藤枝環境管理センター(平成7年4月稼動処理能力160kl/日)、大井川環境管理センター(平成11年4月稼動処理能力90kl/日)のし尿処理棟が共に新設されると聞いています。</p> <p>両管理センターが新設されるに当たって</p> <p>(1) センターに搬入される「生し尿」の量は藤枝・焼津市は毎年減り、「浄化槽汚泥」の量は増え、全量的には増え続けています。現センターの耐用年数、処理技術、処理能力等問題になることはなにか。</p> <p>(2) 工事日程、稼動開始及び予算はどのように予定されているのか。</p> <p>(3) 現環境管理センターと比較して各処理段階における技術面で新しく要求されることはあるか。</p> <p>(4) 駿河湾、大井川に放流される水質検査値は環境監視規制値を十分満たしているが新設にあたり国、県の規制基準値が変わることはあるか。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(2)  石 井 道 春 議 員  (質 問 方 式 一 問 一 答)	<p>「質問」</p> <p>1. クリーンセンターの運営は公設公営で行うべきではないか</p> <p>策定済みの「クリーンセンター整備基本計画」では、運営方式をいくつか示し検討するとしている。</p> <p>(1) 現在の検討状況。</p> <p>(2) 1月17日視察に行った練馬清掃工場の説明担当者は、公設公営を続ける理由として、民営によって修理が必要ない箇所でも修理を迫られたとき、メーカーに意見が言える職員でなければメーカーいいなりに修繕をしなければならないと説明していた。最新式の設備で出発するクリーンセンターは公設公営で維持すべきではないか。</p> <p>(3) 住民にこの点での説明はなされているか。</p>	管理者



